

宇都政務官  
第28回人権理事会ハイレベルセグメント  
平成27年3月2日

議長,  
人権高等弁務官,  
ご列席の皆様,

日本国政府を代表して、人権理事会でステートメントを行う機会を得たことを大変光栄に思います。

人権理事会議長という重責を担うヨアヒム・リュッカー (H. E. Mr. Joachim Rueker) 大使閣下が、人権理事会の課題が山積する中、理事会の効率的な運営及び有効活用を追求していることを支持します。貴議長の卓越したリーダーシップのもと、人権理事会が真に必要な課題に適切に集中できる体制を築けるよう、日本としても協力していく次第です。また、昨年9月の就任から、精力的な活動を世界で展開しておられるゼイド国連人権高等弁務官及び同事務所にも敬意を表したいと思います。

議長,

こうした努力にもかかわらず、世界各地においては、人権理事会及びOHCHRの取組を必要とする様々な厳しい人権状況が存在しています。

まず、世界各地で過激主義集団によるテロ行為が発生し、多くの無辜の市民が犠牲になっていることにつき言及したいと思います。ISILは、本年1月及び2月に、日本人2名を殺害したと宣言しました。このような人権・人道を無視する非道、卑劣極まりないテロ行為は言語道断の許しがたい暴挙であり、強い憤りを覚え、断固として非難します。

また、同時に、ISILが伸長するシリアの情勢についても、深刻な人権侵害の温床として強く懸念しています。日本としては、過激主義の流れを食い止めるべく、政治対話を通じて暴力が直ちに停止されるよう、人権理事会や国際社会と連携し、引き続き最大限の外交努力を払う考えです。

さらに、1月のパリのテロ事件や2月のデンマークでのテロ事件についても述べたいと思います。これらの事件も、卑劣なテロです。特に、表現・報道の自由に対するあらゆる暴力を、最大限の表現で非難します。日本としては、報道の自由は民主主義の基礎を成すものであり、ジャーナリストは書いた記事によって恣意的に罰せられるべきではないと考えます。

議長、

これまで国際社会は北朝鮮の人権状況に深刻な懸念を表明し続けてきました。昨年人権理事会に提出された北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）の最終報告書は、北朝鮮の人権状況を詳述しています。昨年3月の人権理事会に続き、同年12月の国連総会で、北朝鮮人権状況決議が国際社会の広範な賛同を得て採択されたこと及び、同決議の採択後に、国連安全保障理事会が「北朝鮮の状況」を初めて議題として採択し、人権状況を含む包括的な議論を行ったことは、国際社会の懸念の現れです。北朝鮮がこうした国際社会の声を真摯に受け止め、人権状況の改善に向けた具体的行動をとることを強く期待します。

今次理事会において、日本は、国連安全保障理事会における議論や、北朝鮮における人権侵害の説明責任を確保するためのフォローアップ拠点の設立を歓迎する内容を含む、北朝鮮人権状況決議をEUと共に提出する予定です。国際社会からの幅広い支持を得た、北朝鮮に対する強力なメッセージとなるよう、皆様のご理解とご支援をお願いします。

議長、

日本は、情勢の悪化が憂慮されるウクライナ東部の子どもや女性、国内避難民といった最も脆弱な人々の状況改善のため、積極的に人道支援を行っています。日本は、2月12日のミンスクでなされた合意に基づき、実際に停戦が確保され、情勢の改善を通じ人権状況が改善されることを強く期待します。全ての当事者が自制と責任をもって国際法及び停戦合意を完全に遵守するとともに、ウクライナ東部の住民の安全確保等に努めることを強く求めます。

また、日本は、この1月に発足したスリランカのシリセーナ新政権の国民和解に向けた努力を支援するとともに、同国とOHCHRが対話を通じ、建設的な議論を行っていることを歓迎しており、こうした動きが真の国民和解に繋がっ

て行くことを期待し、協力を惜しみません。ミャンマーに関しても、少数民族との和平の実現、民主化及び法の支配の確立のため、関連した援助協力のみならず、先月行われた日・ミャンマー人権対話を含むあらゆる適切な方法で、人権状況の一層の改善に向けた同国政府の取組を引き続き支援するつもりです。

議長、

日本は、女性が個性と能力を十分に発揮し輝く社会、「女性が輝く社会」を実現するべく積極的に取り組んで参りました。途上国の女性の支援のために、2013年からの3年間で30億ドルを超すODAを実施することを約束し、最初の1年間で既に約18億ドルを超える支援を実施しています。また、UN Womenに対する拠出金も、昨年約5倍に増額し、開設予定のUN Women 東京事務所を基点に同機関との連携を一層深めていきます。昨年は国内外から約100名の女性分野で活躍するトップ・リーダーの参加を得て、「WAW! Tokyo 2014 (女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム)」を開催し、本年も開催する予定です。

本年はまさに、北京での第4回世界女性会議から20年、そして日本が女子差別撤廃条約を締結して30年の節目に当たります。しかし世界では未だに、女性であるがゆえに人権を侵害される現実があります。日本は、21世紀こそ女性の人権侵害のない世界にしていくため、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所を含む国際機関や国際社会と緊密に連携していきます。私自身、来週NYで始まる婦人の地位委員会において、この20年間の女性の人権保護についての日本の成果を発信して参ります。

日本はまた、ハンセン病差別撤廃に向けて国際的なイニシアティブを発揮してきました。2010年に我が国が提出し、人権理事会に加え国連総会でも全会一致で採択された決議の中で十分な考慮を払うことが促されているハンセン病差別撤廃のための原則及びガイドラインの実施状況の積極的なフォローアップに取り組んで参ります。

議長、

こうした世界の現状に鑑み、創設70周年を契機に、国連の理念に改めて立ち返ることは有意義と考えます。言うまでもなく、人権の保護・促進は、平和と安全、開発と並んで国連の活動の3本柱(Peace and Security, Human Rights, Development)の一つです。日本はこれまで自由、民主主義、基本的人権の尊重、

法の支配といった基本的価値を信奉し、国際社会においても人権の保護・促進に積極的に貢献してまいりました。その一方で、世界には未だ社会的に脆弱な人々の人権が依然として脅かされています。日本は引き続き、これまでの人権外交の歩みを更に未来に進め、人権理事会を始めとする国連との連携をより一層強化していく所存です。今次人権理事会会期が、世界の人権の保護及び促進に資する議論と行動の場となることを期待します。

ご清聴ありがとうございました。